

[H28.12.1版]

農地中間管理機構の取組に関する事例
～それぞれの地区における創意工夫～
【四国版】

中国四国農政局

目次 [H28. 12. 1版]

- (1) 重点推進チームの設置による農地集積
(徳島県阿南市見能林津乃峰地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】
- (2) 県・町・機構が農地のあり方を地権者・担い手へ真剣に訴え
(徳島県海部郡美波町西河内地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】
- (3) 農地集積専門員によるコーディネート
(香川県仲多度郡まんのう町仲分下地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ、②公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応】
- (4) 多面的機能支払の活動を通じた話合いの促進
(香川県さぬき市鴨部東地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ、②公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応】
- (5) 関係機関の誘導による担い手への集約
(愛媛県今治市紺原地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】
- (6) 出し手へのメリット説明による担い手への集約
(愛媛県西予市野村町大野ヶ原地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】
- (7) 機構による樹園地のマッチング
(愛媛県伊予郡砥部町砥部地区)
【②公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応】
- (8) 地域の世話役を農地活用サポーターとして委嘱
(高知県土佐清水市三崎地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】
- (9) 人・農地プランの話合いにより集落営農法人を設立
(高知県高岡郡日高村沖名地区)
【①人・農地の状況の把握からのアプローチ】

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 津乃峰地区の概要

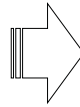
- ・平成17年に経営体育成基盤整備事業により農地の大区画化が図られた。
- ・水稻と野菜の複合経営を進め、機械化体系への転換や機械の大型化による規模拡大、効率的生産の推進により地域の担い手育成に取り組んでいる。



農地中間管理事業推進会議

2 機構の活用状況（農地利用図）

《活用前》



《活用後》



赤: 機構からの転貸
青: 利用権設定

3 機構事業活用のポイント

- ・農地の大区画化が進んでいる阿南市見能林地区を対象に県・市・農業委員会等による農地中間管理事業の重点推進チームを設置し、当地区を最重点地区に指定して農地集積を進めた。
- ・人・農地プランでの話し合いや農業用水路およびポンプ場の維持管理に地域集積協力金を活用し、農地所有適格法人を担い手として、地域内の約3割の農地を集積。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)		事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	26.8ha	→	26.8ha
地区内担い手数	1	→	1
担い手への集積面積(集積率)	6.7ha (25.0%)	→	7.8ha (28.9%)
機構から転貸を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	→	7.8ha (0ha)
担い手の平均経営面積	6.7ha	→	7.8ha
担い手が利用する団地数	19箇所	→	22箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.4ha	→	0.4ha

徳島県美波町西河内地区

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 西河内地区の概要

- ・徳島県南東部に位置する農地面積約72haの水田地帯。
- ・昭和57年に基盤整備完了。
- ・事業活用前は、認定農業者である担い手1名が約15ha集積していた。
- ・事業活用により、新たに担い手2名が加わり、担い手への集積面積は約16haに増加した。



基盤整備事業により整備された圃場

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・ 県・町・機構で農地の所有者と担い手を対象に農地中間管理事業の説明会を開催。その際、機構活用のメリットの説明及び地区の今後の農地のあり方について真剣に考えて欲しいことを訴えた。
- ・ 将来的に新たな担い手を探す必要性が出てきた場合には、機構が新たな担い手を探すことなどを説明し、農地集積への理解を呼びかけた結果、新たな貸付希望者も現れて農地集積の促進が図られた。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)	事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	71.7ha	71.7ha
地区内担い手数	1	3
担い手への集積面積(集積率)	15.0ha (20.9%)	16.0ha (22.3%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	16.0ha (3.5ha)
担い手の平均経営面積	15.0ha	5.3ha
担い手が利用する団地数	9箇所	11箇所
担い手が利用する団地の平均面積	1.7ha	1.5ha

香川県まんのう町仲分下地区

・人・農地の状況の把握からのアプローチ
 ・公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応

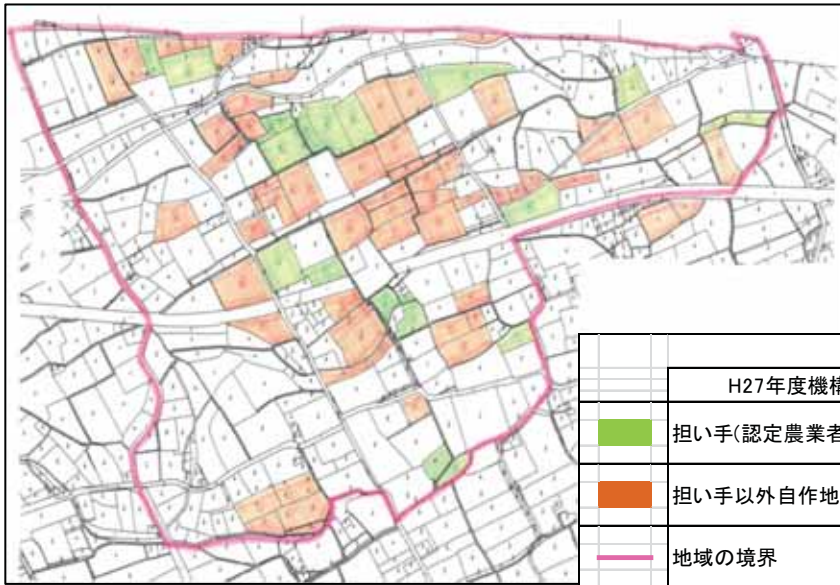
1 仲分下地区の概要

- ・まんのう町北東部に位置する米麦主体の水田地帯。
- ・地区内の担い手は1名のみで、高齢化や後継者不足により農地の受け手が不足していた。
- ・平成27年に集落営農法人を立ち上げ。



集落営農法人設立に向けた話し合い

2 機構の活用状況(農地利用図)



		凡 例	
		H27年度機構活用前	平成27年度機構活用後
■	担い手(認定農業者)経営農地	→	集落営農法人借受農地
■	担い手以外自作地	→	集落営農法人借受農地
—	地域の境界		

3 機構事業活用のポイント

- ・農地の受け手が不足している中、地元の農地を守るために何とかしようとする地元農家の考えを聞きつけた農地集積専門員（機構が雇用した集落営農に精通する農業改良普及員〇B）が機構の制度の説明に出向いたことにより、機構を活用する方向で話し合いが始まった。
- ・話し合いの結果、農地の受け手として地区内の担い手を中心とした1集落1農場型の集落営農法人を設立する方針を決定。
- ・県単独事業（地域の話合いを通じた担い手への集積計画の策定を支援）の活用を県と農地集積専門員が推進。これにより、話し合いの開始から法人設立・機構活用が2年以内で実現するなど、スムーズに話がまとまった。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)	事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	約16ha	約16ha
地区内担い手数	1	1
担い手への集積面積(集積率)	1.6ha (10.0%)	6.3ha (39.4%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	6.3ha (1.5ha)
担い手の平均経営面積	1.6ha	6.3ha
担い手が利用する団地数	10箇所	13箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.2ha	0.5ha

香川県さぬき市鴨部東地区

かべひがし

1 鴨部東地区の概要

- ・水資源に恵まれず、多くの小規模ため池に依存していたが、昭和58年からの県営ほ場整備事業により、区画整理や小規模なため池をパイプラインで結ぶ水利統合を行い、香川用水の導水とも相まって安定した農業用水を確保。
- ・米麦に野菜を組み合わせた複合経営が主体の地域。

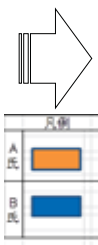
- ・人・農地の状況の把握からのアプローチ
- ・公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応



多面的機能支払での活動組織で行う畦畔の除草作業

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」に取り組み、この活動の話し合いに基づいて人・農地プランを作成、日頃の多面的機能支払の活動を通じて、活動組織の代表である農地所有適格法人が中心となり、地区の状況を逐次把握して話し合いを進めた。
- ・農業団体等の会合の中で、県や機構が地域の担い手に対し、機構集積協力金や機構についての説明を行い、農地集積専門員が地域内の貸付けを希望する者と、機構の借受募集に応募した者とのマッチングを図った。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)		事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	77ha	→	77ha
地区内担い手数	2	→	2
担い手への集積面積(集積率)	3.0ha (3.9%)	→	7.6ha (9.9%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	3.0ha (3.0ha)	→	7.6a (5.1 ha)
担い手の平均経営面積	1.5ha	→	3.8ha
担い手が利用する団地数	12箇所	→	20箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.3ha	→	0.4ha

愛媛県今治市紺原地区

こんばら

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 紺原地区の概要

- ・愛媛県北東部に位置する、ほ場整備された水田・樹園地帯。
- ・従来から担い手である集落営農法人への農作業委託により農地集積を進めていた。
- ・機構の重点実施区域に設定されている。

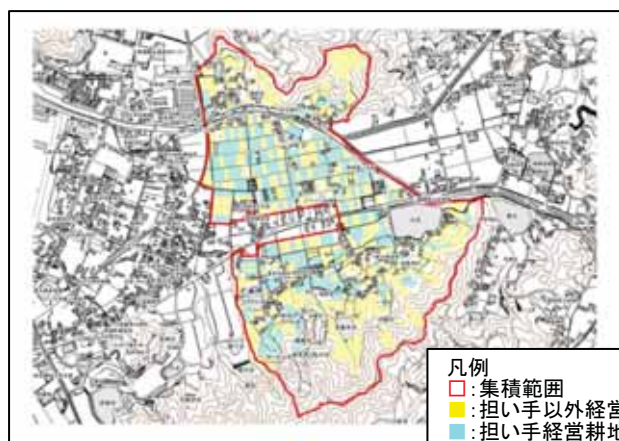


市による機構活用メリットの説明の様子

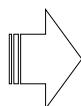
2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》

《活用後》



凡例
 □: 集積範囲
 ■: 担い手以外経営耕地
 ■: 担い手経営耕地



凡例
 □: 集積範囲
 ■: 担い手以外経営耕地
 ■: 担い手経営耕地

3 機構事業活用のポイント

- ・機構、市及び県等の関係者が一体となり、集落営農法人への農地集積による経営体質の強化、農地の長期的な有効利用等を目的として機構の活用を推進。
- ・関係者がそれぞれの立場で誘導し、特に地域集積協力金のメリットが呼び水となり、法人への貸付けが進んだ。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)		事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	47.9ha	→	47.9ha
地区内担い手数	1	→	1
担い手への集積面積(集積率)	15.4ha (32.2%)	→	20.2ha (42.2%)
機構から転貸を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	→	16.4ha (2.2ha)
担い手の平均経営面積	15.4ha	→	20.2ha
担い手が利用する団地数	49箇所	→	56箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0.3ha	→	0.4ha

愛媛県西予市野村町大野ヶ原地区

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 大野ヶ原地区の概要

- ・四国カルストの高知県境に位置し、酪農・畜産業が盛んな地区で、畑地帯では主に飼料作物を生産。
- ・当地区の世帯数28戸のうち、半数の14世帯が認定農業者。
- ・また近年、飼料畑への鳥獣（イノシシ）被害が深刻化。

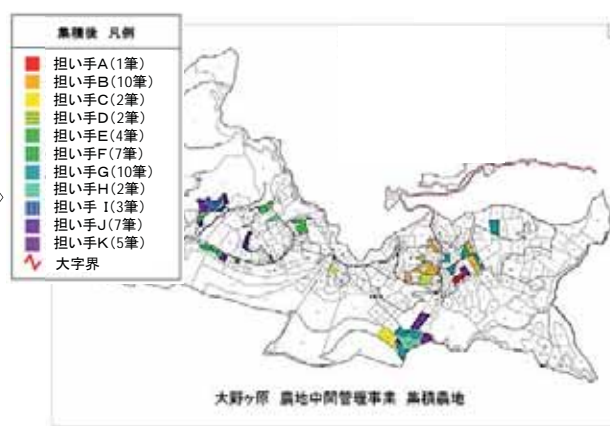
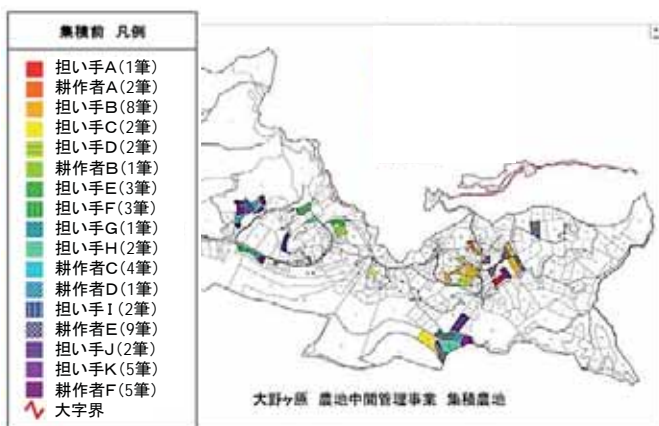


農地集積に向けた地区内での話し合いの様子

2 機構の活用状況（農地利用図）

《活用前》

《活用後》



3 機構事業活用のポイント

・高齢化による後継者不足が深刻な状況の中、畜産・酪農経営を行う担い手は多くの頭数を飼養しており、これまで以上に自給飼料の増産を進めていく必要があった。機構、市、県担当者等が一体となり、地権者に対して機構活用のメリット等を説明していく中で、特に機構集積協力金が呼び水となり、担い手への農地集積が進んだ。

その結果、機構から転貸を受けた担い手による飼料作物を中心とした作付けの拡大が図られた。

《数字で見る変化》

	事業活用前(平成26年)	事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	93.2ha	93.2ha
地区内担い手数	11	11
担い手への集積面積(集積率)	20.7ha (22.2%)	28.5ha (30.6%)
機構から転貸を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	7.7ha (0ha)
担い手の平均経営面積	1.9ha	2.6ha
担い手が利用する団地数	8箇所	13箇所
担い手が利用する団地の平均面積	2.6ha	2.2ha

とべ 愛媛県砥部町砥部地区

・公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応

1 砥部地区の概要

- ・愛媛県中央部のなだらかな丘陵地帯に位置する果樹地帯。
- ・温州ミカン、中晩柑類、キウイフルーツなどが主な作物。
- ・地区内農家数495戸のうち、担い手は51戸で、担い手の平均年齢は62歳。
- ・当事例の岩谷口集落は、砥部地区内の集落のひとつで、担い手は1名のみ。



新規就農者が転賃を受けた樹園地

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・高齢化により維持管理が困難となった樹園地所有者から機構への貸付希望があり、町・県等が収集していた新規就農者の規模拡大意向を踏まえて、機構がマッチングを行うとともに、関係機関が機構集積協力金のメリット等を説明することで、貸し手・借り手の同意を得た。
- ・樹園地の流動化が難しいなか、新規就農者にとっては成園を借り受けることができ、収入の確保が図られるなどのメリットがあった。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)	事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	56.3ha	56.3ha
地区内担い手数	1	1
担い手への集積面積(集積率)	1.8ha (3.2%)	3.3ha (5.9%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	1.5ha (1.5ha)
担い手の平均経営面積	1.8ha	3.3ha
担い手が利用する団地数	1箇所	2箇所
担い手が利用する団地の平均面積	1.8ha	1.7ha

高知県土佐清水市三崎地区

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 三崎地区の概要

- ・高知県西南部、土佐清水市の中腹を流れる西の川の右岸に位置し、ほ場整備された水田地帯。
- ・高齢化が進み後継者や担い手が少ないことから、担い手への利用権設定、集落営農組織「三崎農業集団」に農作業委託を行っていた。

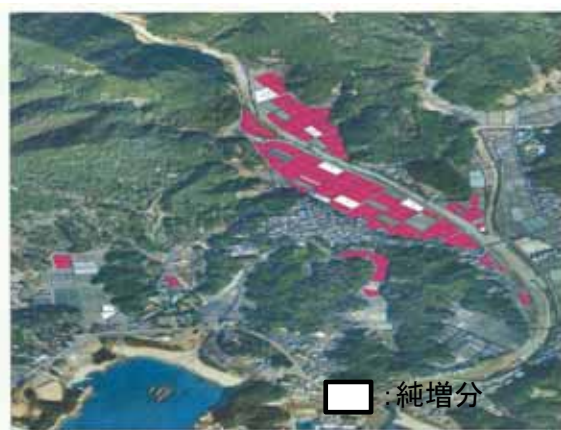
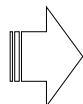


集落営農法人の立ち上げに向けた話し合い

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》

《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・集落営農法人の立ち上げに向けた話し合いと並行して、機構の駐在職員である農地集積推進支援員と市及び集落の世話人が平成27年から農地集積について集落での話し合いを行った結果、未相続農地が多いことが判明。

このため、平成27年11月に地域の世話役の方を農地活用サポーターとして委嘱し、相続人に機構の仕組み等を説明し、同意を得たことで、機構の活用と集落営農の法人化を進めることができ、同年12月に農地組合法人「三崎」を設立。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)		事業活用後(平成28年)
地区内農地面積	47.4ha	→	47.4ha
地区内担い手数	1	→	1
担い手への集積面積(集積率)	9.6ha (20.2%)	→	10.6ha (22.4%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	→	10.6ha (1.0ha)
担い手の平均経営面積	9.6ha	→	10.6ha
担い手が利用する団地数	2箇所	→	2箇所
担い手が利用する団地の平均面積	4.8ha	→	5.3ha

高知県日高村沖名地区

おきな

・人・農地の状況の把握からのアプローチ

1 沖名地区の概要

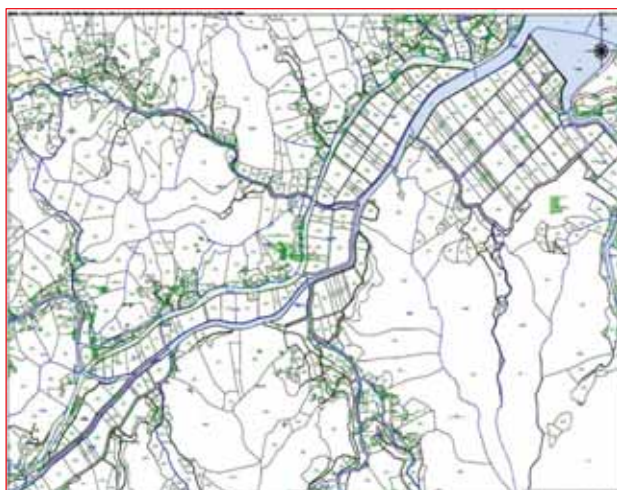
- ・高知市から北に16kmほどの国道33号線沿いに位置し、県営ほ場整備事業により整備された地域。
- ・高知市への通勤圏であることから兼業農家が多く、後継者や担い手不足、農業用機械の更新等が課題となっていた。



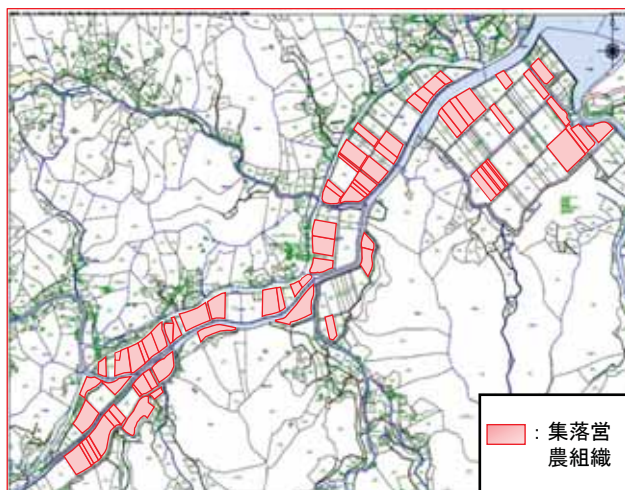
県営ほ場整備事業により整備された農地

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・人・農地プラン等での話合いの結果、集落営農法人を設立して農地の保全管理も含め農業経営体に地域農業を託すこととなった。
- ・集落営農組織の立上げ時である平成27年2月頃から機構の駐在職員である農地集積推進支援員と村及び集落の世話人が、集落の話し合いで地権者に機構の仕組み等の説明を行うとともに、利用調整活動を行うことで、機構の活用により農地の集積が図られた。

《 数字で見る変化 》

	事業活用前(平成26年)		事業活用後(平成27年)
地区内農地面積	25.7ha	→	25.7ha
地区内担い手数	0	→	1
担い手への集積面積(集積率)	0ha (0%)	→	9.8ha (38.1%)
機構から転賃を受けた面積(うち新規)	0ha (0ha)	→	9.8ha (9.8ha)
担い手の平均経営面積	0ha	→	10.9ha
担い手が利用する団地数	0箇所	→	3箇所
担い手が利用する団地の平均面積	0ha	→	3.3ha